

# 令和6年能登豪雨災害義援金の募集について

共同募金会では、令和6年9月21日からの大雨に伴う災害により、被災されたかたを支援する災害義援金を募集しています。

ご協力いただける場合は、埼玉県共同募金会川口市支会(川口市社会福祉協議会)の窓口にお越しいただくか、各県共同募金会への振込みとなります。皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

## 1 募金種別及び募集期間

### 令和6年能登豪雨災害義援金(石川県共同募金会)

令和6年9月26日(木)から令和7年12月26日(金)まで

## 2 受付方法

(1)現金の場合…埼玉県共同募金会川口市支会での受付

- ①募金箱の設置…青木会館2階 地域福祉課
- ②窓口での受付…青木会館2階 地域福祉課

(2)振込みの場合…石川県共同募金会へ直接のお振込みとなります。

※振込先は次頁以降の各県共同募金会要綱を参照。

## 3 注意事項

- ・災害義援金の受付は窓口の開所時間になります。
- ・今回の募集は災害義援金のみ取り扱いとなります。

## 4 問い合わせ

社会福祉法人埼玉県共同募金会 川口市支会  
(川口市社会福祉協議会 地域福祉課)  
川口市青木3-3-1 青木会館2階 地域福祉課  
TEL048-252-1294

## 「令和6年能登豪雨災害義援金」募集要綱（第3版）

社会福祉法人石川県共同募金会

### 1 趣旨

令和6年9月21日の大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、3市3町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町）で災害救助法が適用されました。

石川県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

### 2 義援金の名称

「令和6年能登豪雨災害義援金」

### 3 受付期間

令和6年9月26日（木）から令和7年12月26日（金）まで  
（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

### 4 義援金の受入れ

#### （1）指定口座による受入れ

| 金融機関   | 支店名            | 口座番号          | 口座名義  |
|--------|----------------|---------------|---|
| 北國銀行   | 県庁支店           | 普通預金<br>30446 | シヤカイフクシホリジンシカワケンキョウホウキョカイ<br>社会福祉法人石川県共同募金会<br>レイワクネノトコウサハダイケン<br>令和6年能登豪雨災害義援金 |
| ゆうちょ銀行 | 00170-7-732071 |               | シカワケンキョウホウレイワクネノトコウ<br>石川県共募令和6年能登豪雨<br>サハダイケン<br>災害義援金                         |

※1 北國銀行各店からの窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、手数料が免除されます。

※2 全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込・振替は、手数料が免除されます。  
（ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。）

※3 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※4 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

#### （2）現金書留による受入れ

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと受付期間内は郵便料金が免除されます。

送付先：社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町 3-1-10 県社会福祉会館2階

(3) 本会窓口による受入れ

(場 所) 石川県共同募金会事務局 (金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階)

(受 付) 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間  
(祝日を除く)

5 義援金の配分

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、各市町を通じて被災者の皆様にお届けします。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。この募集要綱は、本会ホームページからも取得できます。

なお、都道府県共同募金会において、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、領収書を発行いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階

TEL 076 (208) 5757 FAX 076 (222) 8900

(a-isk@akaihane-ishikawa.or.jp)

附則

この要綱は、令和6年9月26日から施行する。

この要綱は、令和6年10月11日から施行する。(第2版)

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。(第3版)